

第22期第4回 静岡海区漁業調整委員会 議事録





第22期 第4回 静岡海区漁業調整委員会次第

- 1 日 時 令和3年10月14日(木) 午後2時00分から
- 2 場 所 静岡県庁東館16階 OA研修室(静岡市葵区追手町9-6)
- 3 議 題
 - (1) 諮問事項

ア 小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業(貝けた網漁業)について 資料1 イ 休業中の定置漁業権の内容たる漁業の知事の許可について 資料2

(2) 報告事項

ア 一都三県連合海区漁業調整委員会について 資料3 イ 全国海区漁業調整委員会連合会 令和4年度要望事項について 資料4

(3) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委	員	鈴木	精	橋ヶ谷善彦	西原	忠	原	岡川
		日吉	直人	金指 治幸	内山	希人	渡邊	俊了
		高田	充朗	李 銀姫	安間	英雄	三浦	綾子
		影山	佳之					
Web会議参加		鈴木	伸洋	田口さつき	眞鍋	淳子		
水産・海洋局		板橋	威					
水産資源課		山田	博一	永倉 靖大				
事	務局	花井	孝之	池谷 得維	松浦	玲子	市川	稜

○花井事務局長

ただいまから、第22期の静岡海区漁業調整委員会、第4回委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。

本日、鈴木伸洋委員、田口委員、眞鍋委員の3名におかれましては、Web会議の形で出席していただいております。

また、会場換気のため、窓を少し開けさせていただいております。御理解、御協力願います。なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局からWeb会議開催に当たり会場の注意事項について、御説明いたします。

○市川技師

事務局の市川です。先ず、OA研修室の注意事項から御連絡いたします。本研修室ですが、電子機器を多く置いてありますため、原則としてこの部屋での飲食は禁止となりますので注意ください。

本日は、2つ目の議題が終了したところで休憩の時間を設ける予定です。休憩の際は、委員の皆様にお茶をお渡しいたします。休憩はこの階にあります食堂がフリースペースとなっておりますので御利用ください。場所はこの階のエレベーターを挟んだ反対側のフロアにございます。なお、ご利用中は、感染症防止のため、マスクをはずしての会話はお控えいただきますようお願いいたします。

続いてウェブ会議についてですが、会場中央にありますマイクで集音しております。音を拾いやすくするために声は大きめかつゆっくりとお話願います。 以上です。

○花井事務局長

では、ただ今から議事に入らせていただきます。それでは鈴木会長、よろしくお願いいたします。

○鈴木会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。 それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様に ついて、簡単で結構ですのでお聞かせ願えればと思います。

それでは私からいきます。私のところ稲取に関してはメインのキンメ漁、相変わらず潮が速いということの中で、毎日出船する船が通常の3分の1程度しか出漁しないという、そういう状態でやっております。9月16日から解禁の予定だったイセエビの漁も1日しかできないということで、延期をしたのですが、漁が非常に悪いです。少しは期待していたんですけども、足元をすくわれたという感じで、楽しいニュースはありません。次回は楽しいニュースを皆さんに提供できるように、頑張ってもらいたいと思っております。

それでは次は西原さんよろしくお願いします。

○西原委員

南駿河湾漁協は今年のイセエビは去年よりはやや良いという結果ですけど、なぜか沖合が獲れなくて磯がけっこう獲れるということで、値段は2千円、3千円代とか。結局、結婚式とか大きなイベントがないもんですから、大型のエビの値が出ないってことで、中型くらいで3,500円くらいがベースになっております。量的には、解禁から10日くらい出ましたが、一番獲れた時は2トンくらいあったんですが、今年は1週間解禁を遅らせましたけど、台風の影響でできない日も多かったんで、そこそこの水揚げとなっております。キンメに関してはそれこそ操業日数が少なかったんですけど、第二天龍につきましては、そこそこの漁模様です。ただ、相変わらず10月になっても、値段が出ないということで、これはなぜかというと、これを仲買の方に聞いたんですけど、それこそ注文が来ないと。なぜかと言うと、お酒を飲んでつまみを食べてそのまま帰ってしまう。家飲みに慣れて、ご飯まで食べて帰るお客が随分減ったと。そういう情報から、夜9時くらいで閉めているもんですから、家飲みに慣れたのが当分続くんじゃないかという情報がありました。

カツオに関しては相変わらず、3キロ4キロの大型ですが、色は良いんですが、 脂がないということで、相変わらずの安値が続いております。安い時には130 円から150円、ちょっと荷が少ない時でさえ、300円台なもんですから、今年の カツオの水揚げは、量はとれても値が出ないということで、最近はまだ勝浦か ら気仙沼あたりも100トンくらいの水揚げがあるもんですから、トンボがない代 わりのカツオという、なかなかトンボに取って代わるカツオは揚がっておりま せんので、値が出ない状況です。以上です。

○橋ケ谷委員

サバの現況といたしましては、前回、8月3日でしたか、非常に悪いということをお伝えしたんですけども、以後、8月、9月、10月の初めまで、ほとんど水揚げはありませんでした。ここに来て、この1週間大きなゴマサバというのはほとんどゼロの状態。これからにちょっと期待したいところです。小川漁協といたしましては、水揚げというものがかなり落ちこんでいて、ご存知の方もいらっしゃると思うんですけど、私どもサバ船の小川にあった2隻のうちの1隻が廃業することになりまして、さらに漁協といたしまして、定置網の方も水揚げがないということで、非常に厳しい状態が続いています。少し気温も下がって、これから年末まで期待したいと思っています。以上です。

○日吉委員

伊豆の定置網ですけども、まだまだ水温が高い。24℃くらいあるんですかね、高いときで。水温が高いということで、まだ多くトン数を水揚げするほどいってませんけど、例年ですと11月になると水温が下がって、ある程度量がまとまって、北川の定置に入ってきたんですけども、定置にしては珍しくカツオが結構いっぱい入ってましたんで、そういう潮なんだなと思ったんですけども。

前回台風が東海側を北上していったと思うんですけども、隣の神奈川県では3 ケ統大きな被害を定置網が受けたんですけども、おかげさまで静岡県ではほぼ 被害はなかったというところです。以上です。

○内山委員

浜名です。遠州灘のシラス漁なんですが、数が極端に少なく、休漁を挟んで シラスを溜めて、それを獲るというような格好で、休漁日を調整している状態 でございます。これから水温が下がってシラスが来ることを期待したいと思い ます。

それから浜名湖なんですが、アサリ漁は漁協の職員に聞きますと、やっぱり1 日浜名湖全体で40人程くらいしか漁にいかないような状態で、全然仕事になら ないような状態がまだ続いているようです。

それから浜名湖は、今、アオノリの準備でけっこう大変な状態になっている と思いますけども、そんな状態でございます。あとフグとかそういうのは渡邊 委員からの報告があると思います。以上です。

○高田委員

伊東地区です。伊東地区は先ほど会長が言ったように、同じような所でキンメ漁が操業しているので、潮が速く、漁があまり良くないと。速いと言っても、今まで2ノットくらいが速かったんですが、今年は話を聞くとやはり3ノットくらいの潮が出ていると。それで漁の方は良くない。

伊東地区の水揚げですが、やはり量的に良くない。単価の方もそれほど伸びてないという状況です。また定置の方の市場を見ると、ここのところカジキが毎日何本か入ってきて、まだ黒潮の先端が伊豆の相模湾に入ってきている状況なのかなとうかがえる。先ほど、24 Cという潮が、例年でしたら10 月半ばを過ぎると島の方では22 Cくらいの潮になってくるのが、まだ高いような状況じゃないかなと思います。以上です。

○金指委員

中型小型まき網です。中型に関しては、9月16日から解禁になりました瀬の海が昨年と違って全く見えなかった。9月には台風の影響で、なかなか出漁できなかった。ただ、石廊崎海域、そこにはサバはいて、ゴマサバ、この間はヒラサバもとれたりした。ですから、出て操業するのはほとんどが石廊崎海域。他の漁場では、あまりこれと言った漁獲高が見込めない。

小型まき網については、駿河湾の一番奥の方で商売して、この間、クロマグロ、メジが入ったようですけど、すでにちゃんと報告はしてあると思います。 石廊崎海域ではなく、瀬の方に昨年と同じように、サバが回遊してくれればと、今後期待しているところです。以上です。

○原委員

由比地区ですけど、8月以降、湾奥の方で漁になる魚がほとんどないですね。 それが富士川の水が悪いのかどうなのかわかりませんけれども、再三にわたっ て静岡新聞で報道されていますけど、原因は何かわかりません。定置網なんかも、ほとんど毎日、ミズガマスとか安い魚が1トン、2トン程度。シラス量も1日出てはダメでもって2日休んだりしている。良い日で1トン程度ですか、そんな漁が8月以降ずっと続いていて、全く商売になっていない状況です。以上です。

○渡邊委員

浜名の渡邊です。10月1日からフグの解禁で始めたんですけど、サバフグが異常発生しておりまして、普段いないような沖合までサバフグがいます。それで一番浅いシラス網を曳くような浜の近くまで、サバフグがどこにでもいて、逃げようがない状態で、出る度に道具を捨ててしまっているような状態。トラフグ自体の水揚げが、良い船で15匹程度。サバフグが先に食いついて、トラフグがその針に食いつかない状態。道具を拾おうと思って空っぽの針を入れても、その空っぽの針、光るものに食いついてくるという状態ですから、もうフグ自体の漁をやめている船もあって、この間の月曜日、日曜日でしたか、今フグ漁に出ている船が7杯、浜名で7杯だけです。それであと、対岸の新居の方から出る遊漁船も、沖合に出てタチ釣りやっているんですけど、やっぱり道具を取られて、商売にならない。遠州灘ばっかりではなく、伊勢湾からどこまでも、とにかくサバフグで、ほとんどはえ縄の仕事が商売にならない状態。異常発生です。今、そんな状態です。

○鈴木会長

皆様、どうもありがとうございました。私が子供の頃、漁がないと長老の仲間が海の水舐めてみろと、海の水ってしょっぱいだろと。海の水がしょっぱい限り魚って泳いでくるんだという話を聞いていたんですけど、ここのところ水温が上昇しているとか、そういう感じの中で、少し水温が煮詰まって魚が泳いでこないのか。

漁業者委員の話を聞いたら全く明るい話題が見えてこないという非常に残念な話でした。これにめげずに、次回は良い報告を皆さんができるように、各地で頑張ってもらいたいと思います。それでは、本日の議事録署名人を、内山委員と安間委員にお願いをして議事に入ります。

それでは最初に、(1) 諮問事項のア 小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業(貝けた網漁業)について、審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

○山田主査

小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業(貝けた網漁業)の許可について御説明します。資料の右上の図を御覧ください。貝けた網漁業は、図に示した貝けた網漁具を船で30分から1時間程度、水深5m程度の海域を曳網して行われています。1日の曳網回数は、5回程度となっています。漁具が海底に接触した状態で曳網されることから、小型機船底びき網漁業となっています。

貝けた網漁業の許可の取扱いについては、知事許可漁業の許可等に関する取

扱方針のうち、基本方針の中で「漁獲対象物が共同漁業権漁業の内容となり得るものであり、その発生状況が年により著しく変動があること等を考慮し短期許可扱いとする」と規定しています。

今回、貝けた網漁業の許可については諮問事項と許可についての協議事項の2つがございますが、協議事項、諮問事項の順番に御説明いたします。資料の2ページの3、協議事項を御覧ください。

まず、御協議していただきたいのは、南駿河湾漁協から提出された吉田支所 の漁業権漁場内におけるハマグリを対象とした貝けた網漁業の漁業の許可を受 けたい旨の要望についてです。

要望書については5ページを御覧ください。要望内容としては、操業区域が吉田町地先である共第18号共同漁業権漁場内で、ハマグリを漁獲対象として、令和3年12月7日から令和4年3月20日までの操業を行いたいというものです。

1ページにお戻りください。

対象魚種であるハマグリの資源状態についてですが、中段右側のグラフを御覧ください。棒グラフは漁獲量を、折れ線グラフは1日、1隻当りの漁獲量を示しています。以降、1日、1隻当りの漁獲量を単位努力量あたりの漁獲量をCPUEと言います。横軸には年を、縦軸については左が漁獲量を、右がCPUEとなっています。

平成20年以降については、漁獲量が概ね2トンを超え、CPUEは15kgを超えています。また、令和2年の漁獲量は5,234kgで昭和54年以降で最も多く、CPUEも50.8 kg/日・隻と高い状況です。昭和の終わりから平成10年代までに比べて、平成20年以降では漁獲量、CPUEともに高い値で安定しており、資源状態は比較的良いものと考えられます。

また、下段の図についてですが、殻長組成について見てみますと、29年、令和元年、2年ともサイズのピークは同じサイズで大きな変化はありませんでした。資料の2ページ、3協議事項にお戻りください。

以上のことから南駿河湾漁協からの要望であるハマグリを漁獲対象とした貝けた網漁業の許可については、漁獲量、CPUEが安定しており、殻長にも大きな変化がないこと、長期的な過去のデータと比べると資源状態は比較的良いものと考えられることから、昨年と同様の許可を行いたいと考えています。

なお、CPUEが15kgを下回って推移する場合は注意が必要と考えています。

さらに、平成29年の許可から、ながらみ資源に影響を与えないよう、許可の 制限又は条件にながらみの採捕禁止を付しております。

続いて、2ページの2の諮問事項についてですが、貝けた網漁業の許可につきまして静岡県漁業調整規則第11条第3項に基づき、制限措置の内容及び許可または起業の認可を申請すべき期間を定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問します。

制限措置では1から6の内容を規定しており、許可を申請すべき期間は令和3

年11月1日から11月19日までとしたいと考えています。

案につきましては、告示案を示した4ページを御覧ください。

また、静岡県漁業調整規則第15条第2項で漁業の許可について短い有効期間を設けるときは、海区漁業調整委員会の意見を聞くことになっています。

先ほど説明しましたようにハマグリの資源状態は比較的良いものと考えられることから、操業の期間については要望のとおり令和3年12月7日から令和4年3月20日までと昨年と同様の期間とし、有効期間につきましては操業期間を含む許可日から令和4年3月20日までとしたいと考えています。

3ページを御覧ください。許可に係る制限措置、申請すべき期間、有効期間を 定めることについて、知事から静岡海区漁業調整委員会宛の諮問文になります。 説明については以上です。なお、公示文に軽微な修正があった場合は事務局 に一任いただきたいと考えています。御審議のほどお願いします。以上です。

○鈴木会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質 問がありましたらお願いします。

○西原委員 うちの組合からの要望ということで、少し説明させていただきます。

要望している希望者は2名なんですが、この2名は、吉田地区と言えばシラスしか市場がありませんから、小川漁協の方へ獲れたものを出荷しているという状態です。あとこれにプラスして、陸側から胴長を着て入る人達が30名、40名おりますもんですから、説明のあったとおり、ここ1、2年は資源的にも多いという感覚でおります。形も、ある程度の大きさもあるもんですから、是非皆様の御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○鈴木会長 他にございませんか。

○安間委員はい、委員長。

○鈴木会長 はい、安間委員どうぞ。

○安間委員 はい、安間です。内容について特段反対するものではありませんが、漁獲量の1ページの平成25年が極端に減っているんですが、これは何か理由があったんですかね。

○西原委員 私の方では把握しておりません。すみません。

○鈴木会長 事務局の方で平成25年の水揚量が減っているということについて、何か原因 はわかっていますか。

○山田主査 現状、持ち合わせている情報はないです。

○安間委員 天気が悪かったとか、そういう。

○西原委員 実際問題獲れているんですよ。ただ、販売がどこか別の所に寄ったりして、 組合員にも報告はちゃんとするようにと注意はしているんですけれども、そう いった理由で集計ができていなかったり、集計の値が足りないのは、ちょっと 考えられます。

○安間委員はい、わかりました。

○鈴木会長はい、影山委員。

○影山委員 はい、影山です。

8ページの図で見ると、平成24年が漁獲量が少ないということで、ここの形がグラフに反映されている。グラフの、年次が少し斜めにずれて表示されているので、24年だと思うんですけども、この辺を理解するためには、結局、ながらみの時もそうでしたけど、経年的な殻長組成の推移があるとかなり内容がわかりやすくなるのではないかなと。今回、提示された資料には2年分出ているんですが、それ以前のデータはなかったんでしたっけか。

〇山田主査 最近になってから測定されているというところで、直近の2年だけ示させてい ただきました。

○影山委員 やはりですね、そういう、ながらみの時も結局大きさの情報があったから、 今後の推移って言うか、そういうものを考えるうえでの大きな参考資料になっ たと思いますんで、ハマグリも全く似たような資源というか、そういうもので ありますので。この殻長組成の変化を併せて見るということで、来年はどうい う傾向になり得る可能性があるのかなと、その辺が判断できるかと思うので、 殻長データについては、現場でなかなかとるのが難しいところもあるかもしれ ませんが、できる限り集めていただいて、経年的にデータを今後見ていければ 良いのかなと。資源の状態は、今あるデータから見れば、かなり良い状況じゃ ないかなと。

ただ、この2つの殻長組成から見ると、令和2年のところでは、小さいサイズのものが減っていますのでね、これがこの後どうなってくるのか。小さいのもある程度潤沢にあるという形が望ましいんですけど、場合によっては大きいものが獲り尽くされると、全体に量が減っていってしまうかもと思う。とりあえ

ず、漁獲努力量はそう増えないと思いますので、逆に、良い状況が本当に資源的に良い状況だったら、地元にそういう要望があるかどうかわかりませんけれど、隻数を増やすとか、今はこの表からのデータで見ると、許可されている期間の1隻あたりですると、半分くらいの100日、103日の許可期間の間、50日くらいは出ているという、かなり効率的に浜の方でやる仕事ですから、毎日必ず出れるってわけでは当然ないんでしょうから、同じ船がそもそも日数を増やすっていうことは難しいのかなと。

そうなると、余裕があれば場合によっては船が増やせるとか、そういうことがあるかもしれませんし、逆に、小さい補給がもうないよってことになると、現状なんとか維持をしていくっていう努力を調整してやっていくというようなことにもなろうかと思いますので、とりあえずサイズも併せて今後の様子を見ていけば良いんじゃないかなと思っています。以上です。

○鈴木伸洋委員 鈴木伸洋ですがよろしいでしょうか。

○鈴木会長 はい、どうそ。

○鈴木伸洋委員 ありがとうございます。

今、影山委員から御指摘があったこと非常に重要なことだと思っています。 出されたデータが少ないので、わからないところもあるんですが、令和2年が個体数25以下のところで、ラインを引いた場合、令和元年とほぼ同じような殻長の分布をしているということで、令和2年はかなり漁獲量が多かったわけですが、これは平均の殻長のモードの個体が、たくさん獲れたということであって、全体的に眺めてみると、ほぼ資源は安定しているというのが本来であって、資源量が増えているという感覚は私は持ちえていません。

ただし、今までの操業期間内で資源量的には安定しているということがあれば、このような勧告で妥当だという考え方を持っております。

以上です。ありがとうございました。

○鈴木会長はい、ありがとうございました。

○渡邊委員 良いですか。

○鈴木会長はい、渡邊委員どうぞ。

○渡邊委員 この貝けた網で、はまぐりを対象とされていますけど、ながらみの混獲はな いんですか。 ○山田主査

水産資源課の山田が答えます。

先程説明にもありましたとおり、平成29年からながらみ資源に影響を与えないように、ながらみを採捕した場合には放流を行うことという条件を加えていますので、獲れる場合もあると思うんですが、獲れた場合には放流するということで調整しております。

○渡邊委員

良いですか。

○鈴木会長

はいどうぞ。

○渡邊委員

馬力制限がありまして、200キロワットアワー以下になっていますけど、そう するとこれは、今、外洋に出て行く船でいうと、舞阪だと皆ほとんどが船外機 以外の船、舶用エンジンの船で言うと最低でも300。自分らの5トン未満の船で も、450から500のものを積んでいます。例えば、遠州灘なんかはけっこう波が 高いもんですから、小さい船なんかだと、逆にこれは波の影響とかで、波打ち 際を引っ張る仕事、貝けた網なんかだと、逆に危ないんじゃないかといつも思 うんですけどね、馬力制限のある小さい船だと。浜名湖の今切口なんかも潮流 の速いところがあって、わりかし馬力を上げてるような船で、もうちょっと馬 力制限を解除して大きくはできないのかなと。舞阪でも過去30年前にはやって いたんですよね、ながらみを。自分もやっていましたし。小さい船だとけっこ う波の影響を受けて出る日数も少ないし、そこでトン数制限、馬力制限なんか されると、自分らも許可を申請すればくれるんでしょうけども、今はもうほど んど、ながらみを放棄しているような状態なんですよ。そこへもってきて、愛 知県からも大きなけた網とかで関係なしにながらみを採っている。もう県境の 向こうからできるような状態ですよね。そういうのなんかは静岡県の人はどう いう風に思っているんですか。自分としてはそういうことを知りたいですね。 県の規則が違うと言われてしまえばそれまでなんですけども、どうも県の規則 で愛知県と静岡県で差があり過ぎるんじゃないかと思うんですけどね。そこら へんのことをちょっと教えていただければありがたいですけどね。

○鈴木会長

ちょっと良いですか。今審議しているのは、焼津市と吉田町の境界から牧の 原、この共同漁業権内の貝けた網のやつだよね。今、渡邊委員が言ったのは、 別個で考えた方が良いかと思います。遠州灘という所の部分で別個に考えなけ ればいけないんじゃないかなとは思いますけども、事務局どんなもんでしょう か。

○山田主査

会長の言うとおりだと思います。馬力数、トン数の制限については、調整、 検討を重ねていく必要があると思うので、ここで一様にどうこうすることはな かなか難しいと考えております。

○渡邊委員 少し考えてほしいというのが、自分の要望としてはあります。

○西原委員 うちのところだから言いますけど、御存知のように吉田町沖は内湾だもんで、 遠州灘と比べて波も少ないもんですから、今のところ、この馬力でどうのこう のという申込みはございません。

一点良いですか。貝けたのまんがの幅は何センチかわかりますか。

○山田主査 確か1メートルだと思います。

○西原委員ではなく、まんがの幅、目合い。爪と爪の幅。

○山田主査

爪と爪の幅は資料に載っていないですね。

○西原委員 これがやっぱり重要だもんでね、小さいのを獲らないようにってことで。そ こはやっぱり明記した方が良いんじゃないでしょうかね。過去にも明記してい ないもんね、ずっと。

○山田主査そうですね、はい。

○西原委員 小さいのを保護するためにも、ある程度協議して大きさを決めた方が良いと 思いますけどね。

○板橋局長 貝けたの幅の制限についてはこれに限らず一般的に必要になってくる話かと 思いますんで、またちょっと次の海区までに検討して、次の海区の冒頭に報告 するという形でよろしいですか。

○西原委員 私も地元に帰って、幅をチェックしてみたいと思います。

○山田主査 ただ幅とかそういうのを決めるのは、青本に記載する必要もあるということ で、一斉更新に向けた調整になるのかと思っております。

○鈴木伸洋委員 鈴木伸洋ですけど、よろしいでしょうか。

○鈴木会長 はい、どうぞ。

○鈴木伸洋委員
ありがとうございます。ながらみに関してなんですが、この前も議論があっ

たと思いますけども。たぶん駿河湾のこの海域においては、4月中旬から下旬くらいから産卵が始まって、7月初旬くらいまで産卵があるんだと思います。そういう意味では、この期間におけるながらみを保護することは、次のながらみの産卵を守るために非常に重要なことだと考えますので、ここにあるように捕獲したながらみは再放流するっていう形の条件をつけておくことが妥当だと思います。よろしくお願いします。

○鈴木会長はい、ありがとうございます。他に何か御意見ありませんか。

○眞鍋委員 眞鍋です。よろしいでしょうか。

○鈴木会長 はい、眞鍋さんどうぞ。

○眞鍋委員 ちょっと聞きそびれたんですけど、これだけ教えていただきたいんですが、 先程、船での漁獲の他に、30、40名陸から徒歩で漁をする人もとおっしゃって いましたが、違いますか。

○西原委員 はい、胴長という胸まである長靴を履いて、くわというか、網のついたので、 紐をつけてバックしながら獲る。

○眞鍋委員 それが30、40名いらっしゃるということですか。

○西原委員 そうですね。波打ち際で水深が1mちょっとくらいのところまでしか入れない もんですから、それこそ皆さんが家庭で食べたい人がほぼ8割、9割。それを市 場に出すって人は多くないですね。

○眞鍋委員 市場に出荷しているのではなく、自家用ということ。

○西原委員 そうです。そういう人が多いです。

○眞鍋委員 それでやっていらっしゃるんですね。

○西原委員 組合員ということで漁協の中で漁業権に基づいた許可を出している現状です。

○眞鍋委員 そうですか。それは小舟に積むというのではなくて、全く徒歩で行って、採ったものはそのまま引っ張って、引きずって帰ってくるということですか。

○西原委員 はい。それは組合の方で許可を与えて、2年更新で腕章を配布しております。

○眞鍋委員 そうですか。じゃあ全く船は使わずにということですね。

○西原委員 はい、そうです。

○眞鍋委員 わかりました。それは主に自家用なんで市場に出荷しているものには入らな いということなんですね。

○西原委員 そうですね。

○眞鍋委員 それは年間3、40人はいらっしゃるということですね。

○西原委員 そうですね。

○眞鍋委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○鈴木会長 他に御意見ございませんか。

それでは後は特にないようですので、諮問事項のア 小型機船底びき網漁業 手繰第3種漁業(貝けた網漁業)について原案の通り了承してよろしいでしょうか。

○各委員 異議なし

○鈴木会長 それでは了承いたします。

それと、渡邊委員から出てきました遠州灘の件、それは遠州の方から舞阪の 方から新たにこういうことをやりたいという申請があってから話を進めるとい う格好でよろしいでしょうか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 それでは、続きまして、(1)諮問事項のイ 休業中の定置漁業権の内容たる漁業の知事の許可についてですが、こちらの議題につきましては、高田委員と日吉委員が直接の関係者であり、お二人から申し出がありましたので、審議から外れていただきます。

それでは事務局は別室に御案内してください。 それでは事務局から説明をお願いします。 ○松浦主査

それでは、諮問事項(2)ア 休業中の定置漁業権の内容たる漁業にかかる知事の許可について、資料2に沿って御説明いたします。座って説明させていただきます。

今回は、県知事がいとう漁協に免許している、富戸の定置網に関する案件です。めったに扱わない内容ですので、1の経緯の(1)まで読んだあとに、用語等の解説を入れます。よろしくお願いいたします。

では1の経緯、「定置漁業権の内容たる漁業」の休業から御説明します。まず、(1)休業届の提出です。いとう漁協は、平成30年9月1日に、定第8号定置漁業免許を受け、その「定置漁業権の内容たる漁業」を営んでおりましたが、令和3年8月30日付けで漁業法、以下「法」といいますが、第87条第1項に基づき休業届を提出しました。

5ページを御覧ください。いとう漁協組合長から知事あての休業届です。こちらの5に休業の理由が記載されております。補足ですが、定置網というのは日常的に海の中に漬かっていて、日々、波や海流の影響を受けます。また、その影響で網が破損し流れてしまうと周囲に影響がでますので定期的な張替えが必要です。ただ、漁具の規模が大きく、また、海中に設置するため、網が老朽化し新調する際には相当の資金が必要となります。現在、定第8号の定置網の新調時期にあたるのですが、漁業情勢が厳しい中、新調することが難しいとのことで、4の休業期間に記載の通り、現在の漁業権の免許期間中は休業したい旨、届け出がありました。

1ページにお戻りください。1の(1)の二ポツ目です。静岡県は休業届を受理するとともに、その休業期間中、適格性を有する者が知事の許可を受けて「定置漁業権の内容たる漁業」を営むことができるよう、知事の許可の内容たるべき事項、許可の申請期間及び許可の有効期間について告示を行いました。その告示については委員の皆様にも郵送でお送りいたしましたので、今回は細かく読み上げませんが、6ページに添付してございますので後ほどご確認ください。こちらについては二ポツ目の下に記載してある、【いとう漁協が休業を届け出た定置漁業権の内容(免許の内容)】について、休業期間中に操業したい方の申請がありますか、という内容で告示しています。知事がこういった措置をとる意図は、いとう漁協の定置網の休業中、本来であれば網を張って操業ができる漁場ですので、漁場利用のため、また従業員の生活維持のため、休業している漁場を、知事の許可でできるように、というものです。

ここで一旦、用語や考え方の説明をしたいと思います。2ページ目に移っていただき、ページの下半分、点線で囲まれた場部分を御覧ください。用語について、"休業中の定置漁業権の内容たる漁業にかかる知事の許可"とは、という部分です。今回の案件は毎年の議題や何年かおきに扱われるものではなく、言葉もややこしいのでここで御説明します。

まず、聞きなれない①「定置漁業権の内容たる漁業」という言葉についてで

す。定置漁業権者は知事から漁業権を免許されます。定置漁業権には知事が策定する海区漁場計画に基づく免許の内容、制限又は条件、存続期間が定められており、そのうち免許の内容に規定されるものが「定置漁業権の内容たる漁業」に該当します。13ページから15ページにこの漁業についていとう漁協に免許している定第8号の免許状の写しとその漁場位置を添付していますので後ほど御覧ください。

次に②の「漁業権の免許」ではなく、「知事の許可」である理由です。漁業権の移転の制限により、漁業権は、相続又は法人の合併若しくは分割による場合等を除き、移転の目的とすることができない旨が定められています。つまり、休業を理由に、その免許期間中、免許を受けている人から別の誰かに漁業権を移すことはできません。このため、今回の案件は「定置漁業権の免許」とは別のものとして扱われるので「知事の許可」となります。

また、下のもう一つの②ですが、知事の許可、であれば知事による漁業の許可、つまり知事許可漁業と違うのかどうか、という点についてです。

知事による漁業の許可(知事許可漁業)に「小型定置漁業」がありますが、 漁業権漁業の定置漁業とは身網の設置水深で区別されています。ですので、今 回の案件で扱うような「休業中の定置漁業権と同じ内容の漁業」を行う場合は、 知事許可漁業の「小型定置漁業」とは区別する必要があり、知事の許可、と表 現しています。

それでは、1ページにお戻りいただき、1経緯の(2)操業希望者による申請、の部分を御覧ください。先ほどまで御説明していたように、県からいとう漁協が定置漁業権漁業の休業を届け出た場所を有効利用するため知事の許可で操業する人はいませんか、と告示をしたことに対し、伊東市の城ケ崎海岸富戸定置網株式会社(以下「富戸定置網㈱」といいます。)より、9月17日付で漁業許可申請書が提出されました。申請はこの1者のみで、他にはありませんでした。

これから添付資料を基に御説明しますが。富戸定置網㈱は既に地元漁業権者の同意を得ており、代表者及び従業員にはこれまで定置漁業に従事してきた者が含まれている法人です。

7ページを御覧ください。7ページが漁業許可の申請書です。富戸定置網㈱からの申請書で、ページ中ほどの1の漁業種類から4の操業期間までは定置漁業の内容と同一です。8ページを御覧ください。こちらが漁業許可申請理由書です。

申請理由として、いとう漁協の定第8号の休業中に水産資源を活用し、地元の漁業所得の向上を図りたい旨が記載されています。

次の9ページには事業計画書を添付しています。今回の申請者代表は日吉委員でして、従業員も定置操業経験者です。このようなことから5の収支の予算も年間1億円を想定しています。

次の10ページには定置漁業の操業に係る同意書を添付しています。こちらは いとう漁協から知事にあてたものですが、いとう漁協の共同漁業権漁場内に定 第8号の定置漁業権の漁場がありまして、これについて、いとう漁協が申請者に対して自分の共同漁業権の漁場内で定置を営むことには同意をするよ、すなわち、漁場を使うことについては同意するよ、という書類です。11ページにもいとう漁協からの文書を添付しております。先ほどの同意書は共同漁業権内で定置を営むことについての同意でしたが、こちらは、本文の最後の2行にありますように、今回の申請については、漁業調整上の問題はない、つまり、先ほどの共同漁業権漁場内の利用に同意するだけでなく、他の漁業についても問題はないよという内容となっております。なお、12ページには後ほど改めて御説明しますが、適格性にかかる申立書が添付されております。

申請に関して主なものはただいま御説明したとおりになりますので、次に手続きについて、御説明していきたいと思います。

今度は1ページの2、手続き事項にお戻りください。2の手続き事項、休業中の「定置漁業権の内容たる漁業」の許可について、一つ目のポツです。休業届が提出された定置漁業権、今回の定第8号のことです。これについては、その休業期間中、法第72条第1項に規定する適格性を有する者は、知事の許可を受けて休業中の「個別漁業権の内容たる漁業(今回の場合は、定第8号定置漁業免許の内容)」を営むことができる、とされています。先ほどまで御説明していた内容です。

次に、二つ目のポツで、上記漁業について申請があったときは、知事は海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならないとあり、今回の諮問はこれに基づいて行っております。諮問する内容は、今回の申請者に適格性があるかどうか、という点であり、下の矢印の先、法第72条第1項において、適格性を有する者は次の項目のいずれにも該当しない者と規定されています。どんな者なのかというと、①漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。②暴力団員であること。③法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに①、②のいずれかに該当する者があること。④暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。に該当しない者です。県では、今回の申請者が①の漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者ではないことを把握しております。また、②から④については、今回の申請者からこの②から④に該当しない旨の誓約書が提出されています。誓約書は12ページに添付してございます。

この適格性について、知事から静岡海区漁業調整委員会に諮問し、その結果、問題ないとして定置漁業権の内容たる漁業について、今回申請のあった富戸定置網㈱に許可する場合には、速やかに許可手続きを行います。

ただし、二ポツ目ですが、海区漁業調整委員会は、富戸定置網㈱が漁業調整 その他公益に支障を及ぼすと認めると判断する場合、これは今回の休業中の知 事の許可については、申請者に適格性が無い場合という意味になりますが、あ らかじめ富戸定置網㈱に対し、その理由を文書をもって通知し、公開による意 見の聴取を行わなければならないことになります。一連のフロー図を3ページにお示ししています。休業届の受理から休業中の定置漁業権の内容たる漁業の許可までの流れで、手続き内容について一番上の休業届の提出から、休業中の漁業許可の公示、その下の許可申請、知事が行う申請者の適格性の審査、そして本日の本委員会への諮問となります。適格性があるとの答申があった場合は知事の許可となりますが、海区委への諮問のところで、漁業調整その他公益に支障を及ぼすと認める場合、すなわち今回の場合は適格性が無いと認める場合は、その理由を申請者に文書で通知し、公開による意見の聴取を行い、その後答申、結果を受け、どうするか知事が決定するという流れになります。

2ページの3の諮問事項にお戻りください。富戸定置網㈱に対する知事の許可について、休業中の定第8号定置漁業権の内容たる漁業に関し、申請のあった富戸定置網㈱について精査した結果、申請通り許可したいと考えます。諮問文については4ページに添付してございます。

このことについて、県の案のとおり、許可してよろしいか御審議ください。 よろしくお願いします。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたので、審 議に入ります。このことについて御意見、御質問ありましたらお願いします。

○金指委員 はい。

○鈴木会長はい、どうぞ、金指委員。

○金指委員

私は日吉さんと出会ってまだ4か月しか経っていませんが、意見なり色々話を した限り、許可をしても適正な人格者だと思うんで、良いのではないかと思い ます。

そしてまた、冒頭にサバ船が1隻廃業する、底曳きの船も全盛期は9隻あったものが、現在2隻と、全くもって漁業者が少なくなっている現状の中で、漁業をやっぱり営む人が出るということが大事で、静岡県の海はやっぱり静岡県人が守っていくっていうのが一番理想的なことだと思っているんで、是非これを続けていってもらってはどうかと思います。以上です。

○鈴木会長 はい、ありがとうございます。他に御意見ございませんか。

○西原委員 はい、良いですか。

○鈴木会長 はい、西原委員。

○西原委員

私も日吉さんについては何も、富戸定置網株式会社についても何も異論はございません。

ただ皆さん、この休業中の届出が出て、新たにまたやりたいっていう形だけで、え?と思いませんか。休業の理由がね、網が古いからとかって、それじゃあしばらくその間にお金を調達してやるのかなって普通考えるんですけど、またすぐこの申請を出したってことは、我々のちょっと理解できない内容になっていると思いますけど、日吉さんの富戸定置網株式会社に関しては私も何も異論はございません。ただちょっとわかりにくい。定置の関係ですけどね、大型定置と小型定置の違いがありますけど、ちょっとこの、今まで私もこういうの初めて聞くような内容ですもんだから、ちょっとわからないことが多いんですが、今言ったように、日吉さんはじめ富戸定置網株式会社がやることについては、異論はございません。

○鈴木会長

はい、ありがとうございます。他に。はい、李委員。

○李委員

同じ意見でですね、今回はたまたま、おそらく申請者も漁業権者も、間に信頼関係もあって、今回は良かったと思うんですけども、今回に関しては異論はないんですが、今後どれくらいこういったケースが出てくるかどうかわからないんですが、今後のために聞きたいというところは二つほどありまして。

まず一つはこの件ではなくて、先ほど漁業の許可と知事の許可、知事許可漁業の話が出ましたけども、知事許可漁業の場合もこういったことがあり得るかっていうのがまず一つ。

○松浦主査

休業っていう。

○李委員

そうですね、知事許可漁業を受けた者が休業している間、他の申請があった場合っていう話が一つ聞きたいのと、あと今回の件に関しては、休業届の期間が令和5年の8月、その一定期間内に休業っていうことなんですが、その考え方っていうのは、この休業期間が過ぎたら、この情勢が良くなるっていう考え方なのかっていうのが一つ。

それから、あとはやはり適格性を有する者って判断に関するものなんですけど、基本、漁業法で定められているので問題はないんですが、漁業法の条文を見ていると、最低限のことで定められていて、それ以外にも例えば県で判断をする時にプラスアルファで、例えば判断基準ですよね、地域への寄与度であったり、漁業への寄与度とかっていうところで、今後のためなんですけども、ある程度の基準、例えば今回は代表者及び従業員には定置業に従事してきた者が含まれているってことなんです。それも例えば、何割程度の話だとか、何か今

後のために基準的なものがやはりあった方が良いのかなというのが受けた印象です。

○松浦主査

ありがとうございます。知事許可については知事許可担当から答えてもらっても良いですか。

〇山田主査

資源課の山田です。

休業等の届出ということで、漁業調整規則の第19条に規定されているんですが、許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとする時は、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない、また、その許可を受けた者は休漁中の漁業に就業しようとする時は、その旨を知事に届け出なければならない、という規定がありますので、その許可を受けた方が休漁する、またその休漁した方が始めるという場合の規定はあるのですが、その期間、別の方が許可を受けて休漁中の漁業を実施するということはないです。

○李委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

○板橋局長

よろしいですか。補足ですけども、制度としては山田の説明したとおりですが、趣旨としては、漁業権と漁業許可の違いとして、漁業権は李先生もご存じだと思いますけども、排他的な権利で、そこに一人しかできないという立て付けになっていますよね。ですので、そこで休業してしまっている間、漁業が営まれないと市場も困ったりして、ということがあるかと。なので、漁業権が、休漁する場合には、他の人が休業中の許可を得られるようにしなければならないと。一方で、漁業許可の方は、排他的な関係にはないので、他の人もいますよね、ということかなというふうに思っております。

○松浦主査

それでは二つ目の御質問で、今、漁業情勢が良くないので、休業しますということで、今持っている免許の期間中の休業ということで、李先生から情勢が良くなったらどうするのかという話があるんですけれども、そこにつきましては最終的に漁協の事業の中とか共同漁業権をなくすなくさないとか取得することについては、漁協が総会で決めてったりすることですから、今、こうなんじゃないかなとっていうことは言えなくてですね、私が把握していることではなくて、いとう漁協さんが決めることだもんですから、そこについては。

○李先生

そうですよね。漁協の状況だと思うんですけれども、廃業を選ばず、休漁に した理由っていうのは、この期間が過ぎたら良くなるっていう考え方なのかな って気になったものですから。 ○松浦主査 漁業情勢っていうところの気持ちはあるのかもしれませんけれども。

○西原委員 結局、この定置の免許っていうのはいとう漁協自体が与えられた、組合経営 の定置ですよね。

○松浦主査 はい。

○西原委員 それを法人の富戸定置網株式会社にやらせるってことで、いとう漁協の組合 員が総会もやったそうですので。やって反対もなく、了解されたっていうこと なもんですから、私はそれで良いと思いますけれども。

○鈴木会長 今回の一件がいとう漁協と、いとう漁協の富戸というところで定置をやっていたのが、そこで経営者が変わったという、代替わりするには一番簡単な例だと思うんですよ。これがいとう漁協が廃業して、全然見ず知らずの定置を操業する会社が入ってきた時に、それだと今みたいな話だけですむ問題ではない部分というのは非常に大きいかと思います。

ただ休業中の知事の許可となるにあたって、いとう漁協が休業という部分、 それは説明に書いてあったとおりに、もうこれ以上資本はかけられないという ものの中で、その時点で、これは私の憶測ですけれども、その辺で日吉君と何 らかの話もあったのかなと。という格好の中で、総会を開き、総会で賛成賛同 を受けて、物事が順に進んでいったのではないかと私は思いますけれども。こ れは実際に本人に聞いた話ではないですから、ただ私の憶測だけですけども。 意見は出尽くしたと思います。ただ、ずっと私も日吉委員とは3期も一緒にやっ てきました。人柄も全てわかっています。考え方も立派な考えを持っています。 そういう形の中で、日吉委員が新たに代表としてこの漁業を営もうということ に対して、私は賛同していただきたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

○松浦主査 事務局から一点補足がございます。

すみません、この話を前提にされていると思いたいのですが、とりあえず今、いとう漁協さんに漁業権はあります。まだ残ってます。その間の、休業期間中の許可だものですから、いとう漁協さんは定置網を廃業したわけではなくて、休業でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木伸洋委員 よろしいですか、鈴木伸洋ですが。

○鈴木会長 はい、どうぞ。

○鈴木伸洋委員 ありがとうございます。

いとう漁業協同組合の方から休業中の定置網漁業権の内容たる漁業の許可申請にかかる申立書の中に、富戸定置網株式会社が今後、いとう漁業協同組合に加入する意思があるということを確認しているということになっておりますので、この場合は最終的に今の議論の中でもこの株式会社がいとうの漁業協同組合に加入すれば、理論上はいとう漁業協同組合が行っているものっていう解釈も成り立つのではないかと思うんですが、私の考えは間違いでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○松浦主査

はい、事務局で回答します。

人が重なっているもので、そんなふうに色々な解釈になるんですけれども、まず、いとう漁協さんは漁協の事業として自分の漁協の収支予算に基づいて定置網を営まれておりまして、富戸以外にもいくつかあるんですけれども、その中で漁協事業として富戸定置を運営するのを休業にしますという話なので、日吉さんと高田さんが重なってくるもんでそう見えるんですけれども、いとう漁協でお金を出して運営するんじゃなくて、城ヶ崎の富戸定置網株式会社さんが運営していく。そういう形になります。

○板橋局長

補足いたしますと、この事案でですね、いとう漁協は二つの立場があるんです。一つ目が、従来、定置漁業権を営んできた定置漁業権の主体としての立場。もう一つが、共同漁業権を有する者としての立場。そして、今まで議論に出てきたのが、いとう漁協の定置漁業権をやってきた人としての立場を議論してきましたけれども、この申立書は共同漁業権を有する側の立場として異存ございませんというふうに言っているということです。

○鈴木伸洋委員 わかりました。ありがとうございます。

○田口委員 すみません、田口です。よろしいですか。

○鈴木会長 はい、どうぞ。

○田口委員

私も日吉さんのことを存じ上げてまして、漁業に対する熱い思いをお持ちの方で、適任と思います。その一方で、日吉さんのことはちょっと置いておいての話なんですけれども、定置漁業は昔から個別漁業権でしたけれども、旧漁業法では、免許の優先順位がありまして、そこでは漁協が第一順位になっていました。確かに個別漁業権ではあるものの、浜の操業に対して、非協力的など問題行為をする人が定置漁業権を申請する場合、地元の漁業者の団体である漁協さんが競願をかけるとか、あるいは地元の漁業者の組織が定置漁業を自分たちがしたいよと、申請することで、一応交渉力を持っていました。しかし、今後

はですね、それがなくなってしまうということが新漁業法の大問題だと私は思っております。それを克服するには漁業調整上の紛争等の予防策を整えることでしょう。そこで今後は、例えば免許の切り替え時の時などの前に、新たに外部の方が個別漁業権で静岡の海に入りたいと申請をする場合には、例えば地元の漁業者とか地元の漁協と協定を結んでもらうとか、あるいは地元の漁協に加盟してもらうというようなことが必要と思います。

それか、旧漁業法第16条の免許の優先順位的なものを静岡県の条例で作っておくということが必要なのではないでしょうか。そういうことをすることで、戦前に漁場が分割されて協調的行動ができなかったっていうような事態を防げると思うので、この件じゃなくて、先々のことを考えて、それについては検討していただきたいです。以上です。

○松浦主査事

事務局から回答をいたします。

先ほど李委員から御質問のあった三つ目と重複してくるかなと思う部分もありまして、今回は休業中の知事の許可だもんですから、適格性のところを問うたところなんですが。今後ですね、漁業権の免許の切り替えが参りまして、結局同じお話を皆さんにすることになりますので、今ここで、長くなってしまったら申し訳ないですけれども、概要を申し上げます。

今、田口委員からご指摘がありましたように、戦後に漁業法が作られて、その中で優先順位が定められてっていう時の考え方としては、聞いているところによりますと、羽織漁師っていうものがいて、小作人とか地主さんとかそういうようなところで働いている人を搾取しているのを防ぐための、そういう考え方で優先順位を作っておりました。

ただその優先順位の考え方で、ずっと戦後の時から昨年度法律を改正するまでの間にだんだん社会情勢が変わってきて、水産業のあり方を考えねばっていう中で、そういう優先順位の考え方を撤廃しますっていうのが新しい漁業法の考え方の中で、撤廃するってことはいろんな人が入ってきちゃうのっていうのがあるんですけれども、そうは言ってもちゃんと法律の中にですね、考え方が大枠示されていまして、今定置網漁業をやっている漁業権者の人が、ちゃんと漁場を適切かつ有効に、しっかりとそこを使って漁をしていて、生産性をあげて、変な薬品流したり、トラブルを起こしたりといった違反等をしないのであれば、今やっている人がもう一回、次の切り替えで申請してくれば、その人を優先して免許をする。そういうのがまず第一でなってます。

そういう場合でない時、前やっていた人が一生懸命やったけどもうやらないって言っているとか、前やっていた人が色々違法なこと犯して海を汚したりしてとか、そういう時に他の人が手を挙げてきた場合、それが一つじゃなくて、二つとか三つの申請者が一気に手を挙げることも今十分考えられますけれども、そういった場合にやはり水産庁からこう考えなさいよっていうガイドライ

ンがありまして、結局地域の水産業の発展に最も寄与する人に免許をせよっていうのがあります。

地域の水産業の発展とは何かと言ったら、生産量の増大とか、漁業所得の向上とかあるんですけど、やっぱりその中に地域の漁業者との調和的発展っていうのがガイドラインの中には明確に書かれていて、あと水産物の流通とか加工に与える影響を中長期的に考えながらやりなさいよっていうふうにガイドラインには示されています。

ただ、その考え方の判断基準をあらかじめ作っておくっていうのが必要だなって思う一方で、ガイドラインの中でですね、水産庁も揺れている表現があって、あらかじめ基準を定めて複数の申請があった時に速やかに免許できるようにしておくことが望ましいんだけど、同じ都道府県の水面であっても個別漁業権の漁場の条件とか魚種とかによって、判断基準がそれぞれ異なることが当然考えられるよねって書いてあるもんですから、一律に作っちゃって良いのかとか、じゃあここの漁場と、うちで言うと伊豆東岸と駿河湾内イコールなのかとかそういうのがありまして、正直なところ、今回これで申請が3つも4つもあったどうしましょうというのがあって、一個だけだったんでこれでやりましたけれども、今後ちょっとですね、そういう基準をどう考えるのかっていうのは、我々としても課題であり、作っていかねばならないのかなという気持ちで担当はおります。

御意見いただきましてありがとうございました。次の切り替えの時にそういうお話をしながら、相談しながらやっていくことになると思いますので、またよろしくお願いいたします。

以上になります。

○田口委員

すみません、ひと言言いますと、ガイドラインも私中身を見て、適切かつ有効っていうふうに書かれているのも一応確認し、以下のように思いました。

例えば昔であれば、地元の漁業者さんがこの適切かつ有効などについて、地域で申請者は協調して漁業をしているかどうかについて、自分達の意見を反映できました。しかし、今後は、知事部局の方がそこを判断するようになっていきます。すると知事部局の方が、地元の漁業者の声をいかに汲み取るかが、やはり課題になると思うんです。漁協だけじゃなくて、地元の操業している小さな舟のことに至るまで、申請者は考えてくれる、ちゃんと自分たちと一緒になって海のことを考えていてくれる人なんだっていうようなことがまわりの漁業者に伝わることが、一番紛争防止だと私は思います。以上です。

○松浦主査

御意見ありがとうございました。

○鈴木会長

他に御意見ございませんか。御意見が出尽くしたようですので、この件につ

いて原案のとおり了承してよろしいでしょうか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 ありがとうございました。それでは(1)諮問事項のイ 休業中の定置漁業権 の内容たる漁業の知事の許可について、原案のとおり了承することといたしま す。

それではここで、10分間の休憩とさせていただきます。

(休憩)

○鈴木会長 それでは議事を再開いたします。続きまして、(2)報告事項のア 一都三県連 合海区漁業調整委員会について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査 それでは、報告事項2 一都三県連合海区について、資料4に沿って御説明いたします。座って説明させていただきます。今回は、本県さば漁業として棒受網漁業とさばすくい網漁業の許可等の取扱いについて、8月5日に行われた一都三県連合海区の報告になります。

まず、1の経過を御覧ください。1ポツ目から3ポツ目については前回の資料と同様です。4ポツ目には、棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可の取扱要領及び制限措置、許可の申請期間等について、県公報で告示するまでの経過が書かれています。

この経過のうち、8月3日には本委員会にて取扱要領を協議し、告示案の諮問を行いました。2の報告事項を御覧ください。8月5日に関係都県による、一都三県連合海区漁業調整委員会において、8月3日に行われた本委員会の答申をもって、本県のさば漁業の許可等の取扱いについて協議したところ、原案どおり了承されました。東京都、千葉県の各海面における許可等の取扱いについても同様に、原案通り了承されました。

本県からは鈴木会長、高田委員の2名に出席していただきました。事前に行われた静岡海区の協議の中で、連合海区の出席者は橋ケ谷副会長も含めた3名に決定し、お願いしておりましたが、橋ケ谷副会長におかれましては、当日、所要にて急遽欠席されました。報告は以上となります。

○鈴木会長 ありがとうございました。ただいま、県当局から説明がありましたが、この ことについて御意見、御質問ありましたらお願いします。

○鈴木会長 特に御意見等がないようですのでこのことについて、以上とします。 続きまして、(2) 報告事項のイ 全国海区漁業調整委員会連合会 令和4年 度要望事項について、事務局から説明をお願いします。

○池谷主幹

事務局の池谷です。座って説明させていただきます。資料4を御覧ください。 全国海区漁業調整委員会連合会 令和4年度要望事項についてです。

令和4年度要望活動に向けて、7月に海区委員の皆様を始め県漁連、県内漁協へ要望事項の照会をいたしました。その結果、いくつか御要望、御提案を頂戴し、慎重に内容を協議させていただきまして、後ほど御説明する5題を当海区の要望事項といたしましたので御報告します。

まず、1の要望活動までのスケジュールを御覧ください。11月までに全国4ブロック会議、今年度はいずれのブロックも書面開催でしたが、こちらで各ブロック内の要望事項をとりまとめ、内容を調整して全漁調連へ提出されます。その後、各ブロックから全漁調連へ集められた全国からの要望事項を、正副会長会議、事務局幹事会、理事会で審議検討され、来年3月に総会へ諮る要望書案が固まります。5月の総会で要望案の議決を経て、6月に各省庁へ要望活動を実施し、要望書を提出する運びとなります。

次に2の令和4年度政府要望提案を御覧ください。当海区の要望内容は、3ページまでの5題となります。 概略を説明いたします。

提案の1点目は、海区漁業調整委員会の委員の資質向上を図る研修制度、訓練 プログラムといったものを用意するよう国へ要望するものです。

2ページを御覧ください。2点目はくろまぐろ資源管理の適正利用について、 大臣許可漁業と沿岸漁業の配分について、漁業者間の不公平感が生じないよう 留意し、配分の考え方を丁寧に説明することを要望するものです。

3点目は沿岸資源の適正な利用について、マサバ太平洋系群の公海及び系群内における漁船操業等について、これまでの要望を継続して求めていくとともに資源管理手法に量だけではなくサイズにも焦点を当てることを提案するものです。

3ページを御覧ください。4点目は海洋性レジャーとの調整等についてで、漁業者のルール等を遊漁者に広く周知理解を求めるというもので、こちらも継続要望となります。

最後に5点目は、沿岸資源の適正な利用について、改正漁業法において資源管理の重要性が唱えられている一方で、漁業の成長対策を国はどのように考えているのか具体化することを要望するものです。

4ページ以降は、今年度の要望書に対する各省庁からの回答を参考資料として添付しております。内容の説明は割愛させていただきますが、要望件数だけ申し上げますと、4ページから6ページの I 海区漁業調整委員会制度について6題、7ページから9ページの II 沿岸漁場の秩序維持については2題、10ページから14ページにⅢ太平洋クロマグロの資源管理について7題、15ページから23ページにIV沿岸資源の適正な利用について18題、24ページから32ページにV外国漁船問

題等について12題、33ページから39ページにVI海洋性レジャーとの調整等について8題、合計53題もの要望、提案がありました。報告は以上です。 よろしくお願いします。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質 問がありましたらお願いします。

特に御意見等がないようですので、このことについて、以上とします。 最後に事務局からその他に次回の開催についてお願いします。

○市川技師

はい、次回開催について御報告させていただきます。次回は12月9日(木)午後2時からを予定しております。会場につきましては決まり次第御連絡させていただきます。

主な議題としましては、静岡県資源管理方針にかかる静岡県知事管理量の変 更等を予定しております。よろしくお願いします。

○鈴木会長

次回以降については、12月9日(木)午後2時からということですので、よろ しくお願いします。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局 に進行をお返しします。

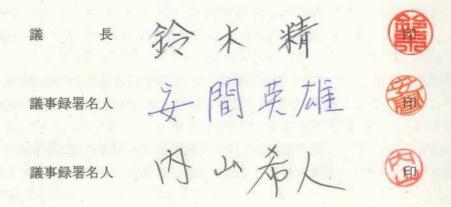
○花井事務局長

鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。 以上で、第22期第4回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。 ありがとうございました。

(終了 16:25)

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として 署名押印する。

令和3年10月14日







W.

